議案第８８号

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年１１月　５　日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

平成　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
８８号	1

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

（目的）

第１条　この条例は，市内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し，必要な事項を定め，その適正な実施のための助言，指導を行うことにより，事業区域及びその周辺の地域における災害の防止，良好な景観の形成及び生活環境の保全を図り，もって市民の安全と安心を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）太陽光発電設備　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第２条第３項の再生可能エネルギー発電設備であって，同条第４項第１号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根，屋上又は壁面に設置するもの，送電に係る電柱等を除く。）をいう。

（２）事業者　守谷市において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し，当該設備を設置しようとする者をいう。

（３）管理者　太陽光発電設備を管理する者をいう。

（４）事業区域　設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。

（５）町内会　事業区域周辺に居住する住民が所属する町内会（自治会を含む。）その他これに類する団体をいう。

（６）近隣関係者　事業区域に隣接する土地（事業区域が幅員６メートル未満の建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条に規定する道路に接するときは，当該道路が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含む。以下この号において同じ。）若しくは事業区域に隣接する土地に存する建築物（建築基準法第２条第１号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）を所有する者又は当該建築物に居住する者をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例の規定は，発電出力５０キロワット以上（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の合算した出力が５０キロワット以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備について適用する。

（市の責務）

第４条　市は，第１条の目的を達成するため，この条例の適正かつ円滑な運用に努め，そのために必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び管理者の責務）

第５条　事業者及び管理者は，この条例及び関係法令を遵守し，災害の防止，生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに，町内会及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

２　事業者及び管理者は，太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは，直ちに必要な措置を講じるとともに，誠意をもってその解決に当たらなければならない。

３　事業者及び管理者は，太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について規則で定める事項を遵守しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は，前条に規定するもののほか，太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

２　事業者は，第７条各号に定める区域では設置事業を実施しないよう努めなければならない。

３　事業者は，町内会及び近隣関係者に対し，当該太陽光発電設備の設置及び運用に関する理解を得られるよう，設置（増設を含む。以下この項において同じ。）を計画している太陽光発電設備について説明を行わなければならない。

（設置抑制区域）

第７条　市長は，次に掲げる事由により，太陽光発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域において設置事業を行わないよう事業者に協力を求めるものとする。

（１）法令等により，自然環境の保全区域として指定されていること。

（２）自然災害の発生が危惧されること。

（３）歴史的又は郷土的な特色を有していること。

（４）地域を象徴する優れた景観として，良好な状態が保たれていること。

（５）その他市長が特に必要と認める事由があること。

（協議等）

第８条　事業者は，太陽光発電設備を設置しようとするときは，当該太陽光発電設備を設置しようとする日の６０日前までに規則で定める計画書を提出した上で市長と協議をしなければならない。

２　前項の計画書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）法令等による許可又は認可を受けている場合は，許可又は認可の内容を証明する書類の写し（申請中の場合は，申請を受付したことを証明する書類の写し）

（２）町内会及び近隣関係者に対し設置事業の内容等の説明を行った旨の報告書

（３）前２号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（協議終了の通知）
第９条　市長は，前条第１項の協議を終了したときは，事業者に当該協議を終了した旨を通知するものとする。
２　市長は，必要に応じて，前項の規定による通知に意見を付すものとする。
３　事業者は，第１項の規定による通知を受けた後に設置事業に着手するものとする。
（協定の締結）
第１０条　市長は，前条第１項の規定による通知をしたときは，事業者に対し，太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定の締結を申し入れるものとする。
２　事業者は，前項の協定の締結に応じるよう努めなければならない。
（工事の着手等）
第１１条　事業者は，第９条第１項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の設置に係る工事に着手したときは，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の設置に係る工事を中断し，再開し，又は完了したときも同様とする。
（運用の開始等）
第１２条　事業者又は管理者は，第９条第１項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の運用を開始するときは，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の運用を停止し，再開し，又は廃止するときも同様とする。
（協議内容の変更）
第１３条　事業者は，第８条第１項の協議に係る内容を変更しようとするときは，書面により改めて市長と協議をしなければならない。ただし，変更しようとする内容が規則に定める軽微なものであるときは，この限りでない。
２　事業者は，前項本文の協議を行う前に町内会及び近隣関係者に対して，変更しようとする内容等の説明を行わなければならない。
（地位の承継等）
第１４条　事業者の地位を承継した者は，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。
２　事業者は，管理者を変更したときは，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。
（報告の徴収）
第１５条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，事業者又は管理者に対して，規則で定めるところにより太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
２　前項の規定により報告を求められた者は，速やかに市長に報告しなければならない。

（管理者等に関する情報の掲示）
第１６条　事業者は，設置事業を完了したときは，設置した太陽光発電設備の管理者等に関する情報を町内会及び近隣関係者に周知するため，当該情報を事業区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。
（立入検査等）
第１７条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，その職員に，太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り，太陽光発電設備の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させ，又は関係人に質問させること（以下この条において「立入検査」という。）ができる。
２　前項の規定による立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（指導又は助言）
第１８条　市長は，この条例の施行上必要があると認めるときは，事業者又は管理者に対し，必要な指導又は助言をすることができる。
（勧告及び公表）
第１９条　市長は，次の各号のいずれかに該当する者に対し，必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
（１）第８条第１項若しくは第１３条第１項の協議をせず，又は虚偽の事実を述べて協議をした者
（２）第９条第１項の規定による通知を受ける前に設置事業に着手した者
（３）第１１条から第１４条までの規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
（４）第１５条第２項の規定による報告を正当な理由なく拒み，又は虚偽の報告をした者
（５）第１７条第１項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者
（６）正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者
２　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは，当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。
（委任）
第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は，平成　年　月　日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行日以後６０日の間に着手する太陽光発電設備の設置に係る工事については，第８条から第１０条までの規定は適用しない。

３　この条例の施行の際，現に太陽光発電設備を設置している事業者であって，当該設置の日以後１８０日の間に，近接した場所に太陽光発電設備を設置し，又は既に設置している太陽光発電設備を変更等することにより，総発電出力が５０キロワット以上となる場合は，第３条の規定による対象とみなして，この条例の規定を適用する。

提案理由（議案第８８号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，近年，地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギー推進が国策として急進し，未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化している中，計画段階から事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去や処分等に関する協議が行えるよう条例を制定するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
８８号	7

参考資料

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(案)

（趣旨）

第１条　この規則は，守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（平成　年守谷市条例第　号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は，条例の例による。

（災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項）

第３条　条例第５条第３項の規則で定める事項は，次に掲げるものとする。

（１）災害時の措置に関する事項

ア　落雷，洪水，暴風，暴雨，豪雪，地震等により太陽光発電設備が破損し，第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は，遅滞なく状況の確認を行い，異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ　アの実施方法について定めておくこと。

（２）廃止後の措置に関する事項

ア　太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ　太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め，廃棄物の発生を抑制すること。

ウ　太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物について，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他関係法令等に従い，適正な処理を行うこと。

エ　事業区域であった土地について，修景，整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

（費用の積立て）

第４条　条例第６条の規定により積み立てる費用は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第５条第１項第６号の規定により提供した太陽光発電設備の設置に要した費用の額の１００分の５以上の額とする。

（計画書の提出）

第５条　条例第８条第１項の計画書は，太陽光発電設備設置等計画書(様式第１号)によるものとする。

２　条例第８条第２項各号に規定する書類は，次に掲げる様式により提出するものとする。

（１）事業区域等状況調書（様式第２号）

（２）町内会に対する説明報告書（様式第３号）

（３）近隣関係者に対する説明報告書（様式第４号）

（協議終了の通知）

第６条　条例第９条第１項に規定する通知は，協議終了通知書（様式第５号）によるものとする。

（協定の締結）

第７条　条例第１０条第１項の太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定においては，次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項

（２）環境の保全及び公害の防止に関する事項

（３）太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項

（４）その他市長が必要と認める事項

（工事着手届出書）

第８条　条例第１１条の規定による届出は，速やかに工事着手等届出書（様式第６号）を提出することにより行わなければならない。

２　前項の工事着手等届出書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）位置図

（２）工程表

（３）土砂等の流出，第三者の侵入防止等の安全対策が分かる図書

（４）工程写真（工事を完了した場合の届出に限る。）

（５）その他市長が必要と認める書類

（運用開始等届出書）

第９条　条例第１２条の規定による届出は，あらかじめ運用開始等届出書（様式第７号）を提出することにより行わなければならない。

２　前項の運用開始等届出書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第２条第５項の特定契約に係る契約書の写し（運用を開始し，又は再開する場合の届出に限る。）

（２）太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（運用を開始し，又は再開する場合の届出に限る。）

（３）太陽光発電設備の廃止後の措置に係る書類（運用を廃止する場合の届出に限る。）

（４）その他市長が必要と認める書類

（協議内容の変更）

第１０条　条例第１３条第１項の書面は，事業変更届出書（様式第８号）によるものとし，変更しようとする事項に係る書類を添付し，市長に提出しなければならない。

２　条例第１３条第１項ただし書の規則に定める軽微なものは，次のとおりとする。

（１）事業区域の縮小

（２）太陽光発電設備の出力の縮小
（３）前２号に掲げるもののほか，市長が軽微な変更と認めるもの
（地位の承継の届出）
第１１条　条例第１４条第１項の規定による届出は，速やかに地位承継届出書（様式第９号）を提出することにより行わなければならない。
２　前項の地位承継届出書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）事業者の地位を承継した事実を証する書類
（２）事業者の地位を承継した者の住民票の写し（対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては，法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
（３）太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
（４）その他市長が必要と認める書類
（管理者の変更の届出）
第１２条　条例第１４条第２項の規定による届出は，速やかに管理者変更届出書（様式第１０号）を提出することにより行わなければならない。
２　前項の管理者変更届出書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）管理者の変更を証する書類
（２）その他変更のあった事項を証する書類
（報告の徴収）
第１３条　条例第１５条第１項の規定による報告の徴収は，状況等報告要求書（様式第１１号）により行うものとする。
２　条例第１５条第２項の規定による報告は，状況等報告書（様式第１２号）によるものとする。
（管理者等に関する情報の掲示等）
第１４条　条例第１６条の規定による掲示は，次の内容を記載した太陽光発電設備の管理者等に関する情報（様式第１３号）の看板を設置することにより行うものとする。
（１）事業区域の所在地及び面積
（２）事業者の名称及び連絡先
（３）緊急時の連絡先
（４）太陽光発電設備の総発電出力
（５）前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める事項
２　事業者は，前項の看板に記載した事項に変更が生じた場合で，条例第１３条第１項本文の規定による協議が終了したとき又は同項ただし書の規則に定める軽微なものに係る変更を行ったときは，当該看板に記載した事項を速やかに訂正しなければならない。
（立入検査員証）
第１５条　条例第１７条第２項の身分を示す証明書は，守谷市職員服務規程

（昭和５２年守谷町規程第５号）第５条第１項に定めるものとする。

（指導，助言又は勧告に係る書面）

第１６条　条例第１８条の指導又は助言は，指導・助言通知書（様式第１４号）により行うものとする。

２　条例第１９条第１項の勧告は，勧告書（様式第１５号）により行うものとする。

（公表）

第１７条　条例第１９条第２項の規定による公表は，市ホームページに掲載して行うものとする。

（委任）

第１８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。